

○総務省令第四十一号

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第三条第三項第二号及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）第一条の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和三十七年自治省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〇十四 略〕</p> <p>十五 特定振興山村 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村で、財政力指数が〇・四未満である市町村（<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）</u>第一条第二項の規定により公示された過疎地域の市町村（以下「<u>過疎地域の市町村</u>」）を除外。）の区域内に所在するものをいう。</p> <p>〔十六 略〕</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〇十四 同上〕</p> <p>十五 特定振興山村 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村で、財政力指数が〇・四未満である市町村（<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）</u>第二条第二項の規定により公示された過疎地域の市町村（以下「<u>過疎地域の市町村</u>」）を除外。）の区域内に所在するものをいう。</p> <p>〔十六 同上〕</p>

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。